

ダイワファンドラップ口座約款（個人用） 新旧対照表

（下線部分改正）

現行	改正
<p>（ダイワファンドラップ We b サービス）</p> <p>第 9 条</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 当社及びダイワファンドラップ We b サービスに関する情報の提供元は、申込者がダイワファンドラップ We b サービスをご利用になったことにより生じた、又は、ご利用にならなかったことにより生じた、直接的、間接的、付随的又はその他のいかなる損害についても一切の責任を負いません。</p> <p>5. ～ 7. (略)</p> <p>8. 当社は、<u>申込者に予め通知することなく</u>、ダイワファンドラップ We b サービスにおけるサービスの内容を法令に反しない範囲で変更することができるものとします。当社は、かかるダイワファンドラップ We b サービスにおけるサービス内容の変更により生じた申込者の損害については、その責を負わないものとします。</p> <p>9. ～ 10. (略)</p>	<p>（ダイワファンドラップ We b サービス）</p> <p>第 9 条</p> <p>1. ～ 3. (現行どおり)</p> <p>4. 当社及びダイワファンドラップ We b サービスに関する情報の提供元は、<u>故意又は重大なる過失のない限り</u>、申込者がダイワファンドラップ We b サービスをご利用になったことにより生じた、又は、ご利用にならなかったことにより生じた、直接的、間接的、付随的又はその他のいかなる損害についても一切の責任を負いません。</p> <p>5. ～ 7. (現行どおり)</p> <p>8. 当社は、ダイワファンドラップ We b サービスにおけるサービスの内容を法令に反しない範囲で<u>第 19 条に従って</u>変更することができるものとします。当社は、かかるダイワファンドラップ We b サービスにおけるサービス内容の変更により生じた申込者の損害については、その責を負わないものとします。</p> <p>9. ～ 10. (現行どおり)</p>
<p>（届出事項の変更等）</p> <p>第 14 条 (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 当社は、第 1 項に定める届出がなされる前に、申込者に届出事項変更起因する損害が発生した場合には、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。</p>	<p>（届出事項の変更等）</p> <p>第 14 条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社は、第 1 項に定める届出がなされる前に、申込者に届出事項変更起因する損害が発生した場合には、当社に故意又は重大な<u>る</u>過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。</p>
<p>（免責事項）</p> <p>第 15 条 当社は、当社の故意又は重大な過失により生じた損害を除くほか、申込者がこの約款に反する行為を行った結果生じた損害その他一切の申込者の損害について、その責を負わないものとします。</p>	<p>（免責事項）</p> <p>第 15 条 当社は、当社の故意又は重大な<u>る</u>過失により生じた損害を除くほか、申込者がこの約款に反する行為を行った結果生じた損害その他一切の申込者の損害について、その責を負わないものとします。</p>
<p style="text-align: center;">新 設</p>	<p>2. <u>前項にかかわらず、当社は、当社の過失（重大なる過失を除きます。）によって申込者に生じた損害については、直接かつ通常</u>の損害についてのみ責任を負うものとし、当該損害の賠償請求に係る賠償額は、当該請求時までの 1 年間に当社が申込者から受領したファンドラップ・フィーの合計額を上限とします。</p>
<p>（約款の変更）</p> <p>第 19 条 <u>当社は、法令の変更、日本証券業協会、金融商品取引所の諸規則及びガイドライン等の変更並びに監督官庁の指示その他の事由により当社が必要又は適切と認めた場合には、当社は、各申込者に通知することなくこの約款を変更することができま</u></p>	<p>（約款の変更）</p> <p>第 19 条 <u>この約款は、法令の変更、日本証券業協会、金融商品取引所の諸規則及びガイドライン等の変更並びに監督官庁の指示その他の事由により当社が必要又は適切と認めたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更</u></p>

現行	改正
<p><u>す。ただし当社は、その内容の重要性によっては、各申込者にかかる変更内容を通知し、又は公表するものとします。</u></p>	<p><u>を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。</u></p>
<p>附則 この約款は、<u>平成26年8月1日</u>より適用されます。</p>	<p>附則 この約款は、<u>2021年8月2日</u>より適用されます。</p>